

診断年月日が 2022 年 9 月 26 日以降の場合

新型コロナウイルス感染症のため宿泊施設等または自宅で療養された方について、新型コロナウイルス感染症の診断年月日が 2022 年 9 月 26 日以降の場合は、重症化リスクの高い方（以下の①～④のいずれか）に該当する方に限り、入院したものとみなして取り扱います。

（①～④のいずれにも該当しない方は、入院したものとみなす取り扱いはありませんが、実際に医療機関に入院された場合には病気入院給付金をご請求いただけます。）

<重症化リスクの高い方>

- ① 65 歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症の治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患による酸素投与が必要な方
- ④ 妊婦の方

【請求書類について】

My HER-SYS の療養証明書画面のスクリーンショットをご準備ください。

- My HER-SYS の「療養証明書」の画面のスクリーンショットをご準備できない場合は、「重症化リスクが確認できる書類」に加えて「陽性診断が確認できる書類」が必要です。

①～④それぞれに対応する書類については下表でご確認ください。

（65 歳以上の方は「重症化リスクが確認できる書類」については不要です。）

重症化リスクの分類	重症化リスクが確認できる書類	陽性診断が確認できる書類
①65歳以上の方	(特にご提出いただく書類はありません)	<input type="checkbox"/> 自治体の健康フォローアップセンター（自治体ごとに名称が異なりますので、お住まいの自治体の名称をご確認ください。）からの陽性確定のメール・SMS・LINEの画面（陽性の事実、氏名の記載のあるもの） または <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症（陽性）であることがわかる医療機関が発行する検査結果報告書（氏名・医療機関名の記載に加えて、検査日・診断日・療養開始日のいずれかの記載があるもの）
②入院を要する方	<ul style="list-style-type: none"> ・入院した場合：退院証明書、領収書、診療明細書、診断書など。（※1） ・入院していない場合：入院が必要であると医師に診断されたことの証明書（その事実が分かる証明書類）。 	
③重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症の治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患による酸素投与が必要な方	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関発行の処方箋（厚生労働省が定める新型コロナウイルス感染症の治療薬（※2）である場合に限ります）。 ・医療機関発行の診療明細書（新型コロナウイルス感染症による酸素投与の記載があるもの） ・左記重症化リスクがあることを証明する医師発行の証明書類。 	
④妊娠中の方	<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳（「被共済者名」および「交付日」や「妊娠週数」等の記載のある表紙・ページ）のコピー。 ・妊娠していることを証明する医師発行の証明書類。 	

※1 ご契約内容によっては、県共済会所定の診断書以外のご使用いただけない場合がございます。

※2 厚生労働省が定める新型コロナウイルス感染症の治療薬とは以下をいいます。（2022年9月20日現在）

・ロナプリーブ（カシリビマブ・イムデビマブ）・ステロイド薬・ゼビュディ（ソトロビマブ）・トシリズマブ・ゼビュディ（ソトロビマブ）・トシリズマブ・パキロビッド（ニルマトレルビル・リトナビル）・バリシチニブ・ラゲブリオ（モルヌピラビル）・ベクルリー（レムデシビル）